

# ヤックス自然学校会則

## — 第1章 総則 —

### 第1条(名称)

本学校は、ヤックス自然学校(以下本学校)と称する。

### 第2条(事務所)

本学校は、事務所を千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階(NPO 法人千葉自然学校内)に置く。

### 第3条(目的)

本学校は幼児から大人まで様々な人を対象に恵まれた自然環境の中で、野外教育(自然体験活動)、環境教育を通じ友情と歓びのうちに自分の力で健康な体と心を養う修練を行なうことを目的とする。

## — 第2章 会員 —

### 第1条(入会資格)

本学校の会員は4歳児以上の親権者又は後見人の入会同意がある人とする。

### 第2条(入会手続き)

本学校は会員よりなるものとし、入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、所定の入会金、及び年会費を納入するものとする。

### 第3条(会員)

本学校は入会手続きの終わったものを会員とし、会員証を交付する。

### 第4条(事業内容)

本学校は、年間スケジュール表に記載されている活動を行なうものとする。

### 第5条(会員資格の譲渡)

本学校の会員資格は、他人に譲渡することはできないものとする。

### 第6条(退会)

本学校の会員は申出のあったときをもって退会するものとする。

### 第7条(除名及び資格停止)

本学校の会員が次の各号に該当する不都合のあったときは決議により除名し、又は会員資格を一時停止することができる。

1. 年会費その他の料金を理由なく怠ったとき。
2. 本学校の名誉を著しく傷つけ、又は会則に違反したとき。

### 第8条(入会金の返還等)

入会申込金、年会費は理由にかかわらず返還しない。

## — 第3章 附則 —

### 第1条

本学校の会員の活動中に発生した事故については傷害保険の範囲内において本学校が責任を負い、これを超えるものについては、会員本人及び親権者が責任を負うものとする。

### 第2条

本会則は、1999年3月15日に制定し、1999年4月1日より施行する。

改正年月日 2010年4月1日

第1章総則-2条(事務所)を追記、追記に伴い(目的)を第2条から第3条へ移行。